

鹿屋市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市介護保険条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第126号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第3号ア中「事業収入等のいずれか」を「その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれか」に改め、同号イ中「減少」を「その属する世帯の主たる生計維持者の合計所得金額（法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額）のうち、減少」に改める。

附則第4項中「及び令和2年度分」を「から令和3年度分まで」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定により、令和3年度分の保険料の減免を行う場合において、附則第3項第3号イの表中「200万円」とあるのは「210万円」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿屋市介護保険条例施行規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。